

1. 保育所とは？

保育所等(認定こども園(保育部分)・小規模保育事業所を含む)は、保護者の就労や病気などで、家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育する施設です。

そのため、保育所等に入所できるのは保育を必要とする(保育給付認定(2・3号)を受けている)児童のみです。

※「集団生活に慣れるため」「社会性を身に付けるため」という理由では入所できません。
(幼稚園(こども園(教育部分)を含む)は入園が可能です)

2. 保育給付認定(2・3号)について

保育所等を利用するためには、子ども・子育て支援法にもとづく「教育・保育給付認定」のうち保育給付認定(2・3号)を受ける必要があります。各認定区分によって、利用できる施設が異なります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号 (教育給付認定)	満3歳以上	なし	・幼稚園 ・こども園(教育部分)
2号 (保育給付認定)	満3歳以上	あり	・保育所 ・こども園(保育部分)
3号 (保育給付認定)	満3歳未満	あり	・保育所 ・こども園(保育部分) ・小規模保育所

(1) 保育給付認定(2・3号)の条件

全ての保護者の方が次の①～⑧のいずれかに該当し、児童の保育ができない場合に入所申込みができます。なお、入所後も年度の途中で就業状況を確認させていただきます。

要件に該当しなくなった場合は退園となります。

①居宅外労働	居宅外で労働をしている場合 (1か月60時間以上の労働で、収入を得ていること)
②居宅内労働	居宅内で労働をしている場合 (1か月60時間以上の労働で、収入を得ていること)
③妊娠・出産等	保護者が出産前後の場合(産前2か月～産後3か月の間)
④病気等	保護者が病気又は、心身に障がいがあり、保育ができない場合
⑤病人等の看護	児童の同居の親族等に長期にわたる病人、心身に障がいがあるため、保護者が常時その看護(介護)にあたる場合
⑥家庭の災害	火災・風水害・地震等の災害にあい、復旧にあたっている場合
⑦求職	求職活動をしている場合(入所後、1か月以内に就労すること) ※原則として年度内に1回のみ利用可能
⑧就学	就労につながる学校で、居宅外(内)労働と同基準を満たす場合 (就学期間終了後、1か月以内に就労すること)

お子さんの発達・成長のためには、ご家庭で過ごす時間も大切ですので、お仕事がお休みの日や早めのお迎えが可能な日は、ご家庭での保育にご協力ください。

(2) 保育の必要量(利用可能な時間)について

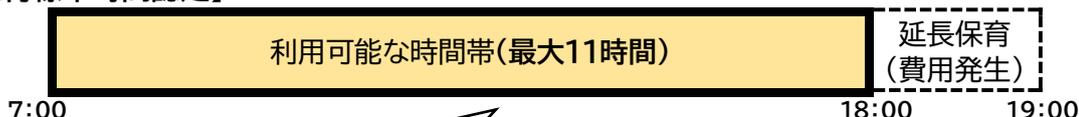
保護者の就業時間等により、「保育短時間」または「保育標準時間」に区分されます。区分によって、利用可能な時間及び保育料が異なります。

<例:公立保育園の場合> ※私立は園によって異なります

【保育短時間認定】



【保育標準時間認定】



- ★就労理由の場合 120時間未満/月 → 保育短時間
120時間以上/月 → 保育標準時間
※保護者の就業時間に応じて認定をおこないます。
- ※保育標準時間の認定に該当される方で、保護者の希望により保育短時間内での送迎が可能な方については保育短時間(8時30分～16時30分)に認定することができます。
- ★妊娠・出産・病気等理由の場合 → 保護者の希望に応じてどちらかに認定されます。
- ★求職中・育休中の場合 → 保育短時間

■認定を決定する「支給認定証」は、新年度入所の場合、入所承諾書と共に2月上旬頃に発送します。認定区分の変更があった場合は、変更する月の前月末に園経由でお渡しします。

【クラス年齢早見表(R7.4.1 現在)】

5歳児(年長)	平成31年4月2日生 ~	令和2年4月1日生
4歳児(年中)	令和2年4月2日生 ~	令和3年4月1日生
3歳児(年少)	令和3年4月2日生 ~	令和4年4月1日生
2歳児	令和4年4月2日生 ~	令和5年4月1日生
1歳児	令和5年4月2日生 ~	令和6年4月1日生
0歳児	令和6年4月2日生 ~	(生後57日目以降)

- ※保育所等の入所対象は、入所日時点で多治見市に住民登録がある生後57日目～就学前の児童です。
- ※入所可能年齢は園によって異なります。



3. 多治見市内の各保育所等について

種類	園名(公私立)	利用定員	所在地(連絡先)	保育時間(最長※2)	保育年齢(※1)	備考
保育所	双葉保育園(公立)	150	元町 4-10-2 (22-3582)	7:00~19:00	1~5歳児	休日保育あり(※7) 1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	小泉保育園(公立)	106	小泉町 2-153 (27-2546)	7:00~19:00	1~5歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	池田保育園(公設民営)(※3)	90	池田町 3-120 (22-6017)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	
	共栄保育園(公立)	110	高田町 3-64 (22-2507)	7:00~19:00	1~5歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	北野保育園(公立)	120	喜多町 8-27 (23-3385)	7:00~19:00	1~5歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	旭ヶ丘保育園(公設民営)(※3)	104	旭ヶ丘 8-29-43 (27-4526)	7:00~19:00	1~5歳児	
	市之倉保育園(公立)	130	市之倉町 8-20 (23-7327)	7:00~19:00	1~5歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	笠原保育園(公立)(※4)	150	笠原町 1974-1 (43-3052)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	
	星ヶ台保育園(公立)	210	星ヶ台 3-7-3 (25-8006)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	
	若草保育園(私立)	60	京町 5-73-1 (22-5544)	7:00~19:00	生後57日目~2歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	こうよう保育園(私立)	70	京町 6-13-2 (26-7650)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	4・5歳児は異年齢の合同クラスになります。
	おとわももの木保育園(私立)	81	音羽町 4-52-2 (44-8256)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	
認定こども園	ジョイフル多治見こども園(私立)	69(※6)	音羽町 1-235 (21-6211)	7:00~19:00	生後6か月~5歳児	
	前畑保育園(私立)	216(※6)	幸町 7-2-2 (27-2579)	7:00~19:00	生後6か月~5歳児	
	けいなん保育園(私立)(※5)	114(※6)	十九田町 2-79 (22-5629)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	
	姫保育園(私立)(※5)	246(※6)	大藪町 1238 (29-2257)	7:00~19:00	生後6か月~5歳児	
小規模保育事業所	旭ヶ丘あい幼児園(私立)	19	旭ヶ丘 10-2-24 (20-2008)	7:00~19:00	生後6か月~2歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	ポコデコキッズ(私立)	19	太平町 3-53-1 (21-4800)	7:30~19:00	生後57日目~2歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	駅前キッズほっとママ(私立)	19	栄町 2-24 (25-5280)	7:30~18:30	生後57日目~2歳児	
	JO BLANCO(ジョーブランコ)(私立)	19	虎溪山町 5-63-9 (26-8461)	7:30~18:30	生後6か月~2歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	多治見大和キッズ保育園(私立)	19	滝呂 14-186-2 (43-5225)	7:30~18:30	1~2歳児	1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	りんご保育園せいか(私立)	12	白山町 1-206 サラーム・コロ2号室 (74-7400)	7:30~18:30	生後57日目~2歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	ととと保育園(私立)(※8)	19	弁天町 1-1-1 (080-7992-2668)	7:00~19:00	生後57日目~2歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。

- ※1 保育年齢は、令和7年4月1日現在の満年齢です。
- ※2 延長保育は別途料金が必要です。
土曜日は保育時間が異なる園もありますので、直接園にお尋ねください。
- ※3 指定管理者による管理運営制度を導入しており、5年ごとに指定管理団体を見直しています。
将来的に保育園の指定管理団体の変更となる場合があります。
・池田保育園指定管理委託 R3.4.1～R8.3.31 社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会
・旭ヶ丘保育園指定管理委託 R7.4.1～R8.3.31 社会福祉法人 前畑育英会
- ※4 令和8年4月から認定こども園として、笠原幼稚園と統合予定
- ※5 令和7年4月、保育所から認定こども園に変更予定
- ※6 1号認定を含む(ジョイフル3名、前畑24名、けいなん12名、姫15名)
- ※7 双葉保育園で日曜日・祝日 7:00～19:00の間、休日保育を行っています。
休日保育は、市内の保育所・認定こども園および小規模保育事業所の在園児で、1歳児～5歳児が対象です。(就労理由のみ利用可)
休日保育につきましては、別途申請と料金が必要です。利用をご希望の方は、子ども支援課もしくは在籍園にお尋ねください。
- ※8 令和7年4月1日開園予定

4. 給食について

保育所の給食は各園で提供しています。手作り給食を基本に、さまざまな取り組みを通して食育をおこなっています。

【食物アレルギーの対応について】

■食物アレルギーのあるお子さんは入所受付時に必ずお申し出ください。

あらかじめ LoGo フォームでの入所受付日の予約時に、質問項目「食物アレルギーの有無」欄に、必ず「有」とご回答ください。

また、「保育所におけるアレルギー疾患管理指導表」をダウンロードすることができます。
医療機関を受診し、医師の診断を受けたものを入所前の面談時に提出が必要です。(入後も年1回の提出)

※アレルギー対応の内容については、子ども支援課にお問い合わせください。

5. 障がいをもつ児童や支援の必要な児童の保育

入所受付前に子ども支援課または園へご相談ください。

6. 病後児保育について

病気の回復期ではあるものの登園できないお子さんが、指定の民間施設で病後児保育を利用した際の利用料の一部を補助しています。

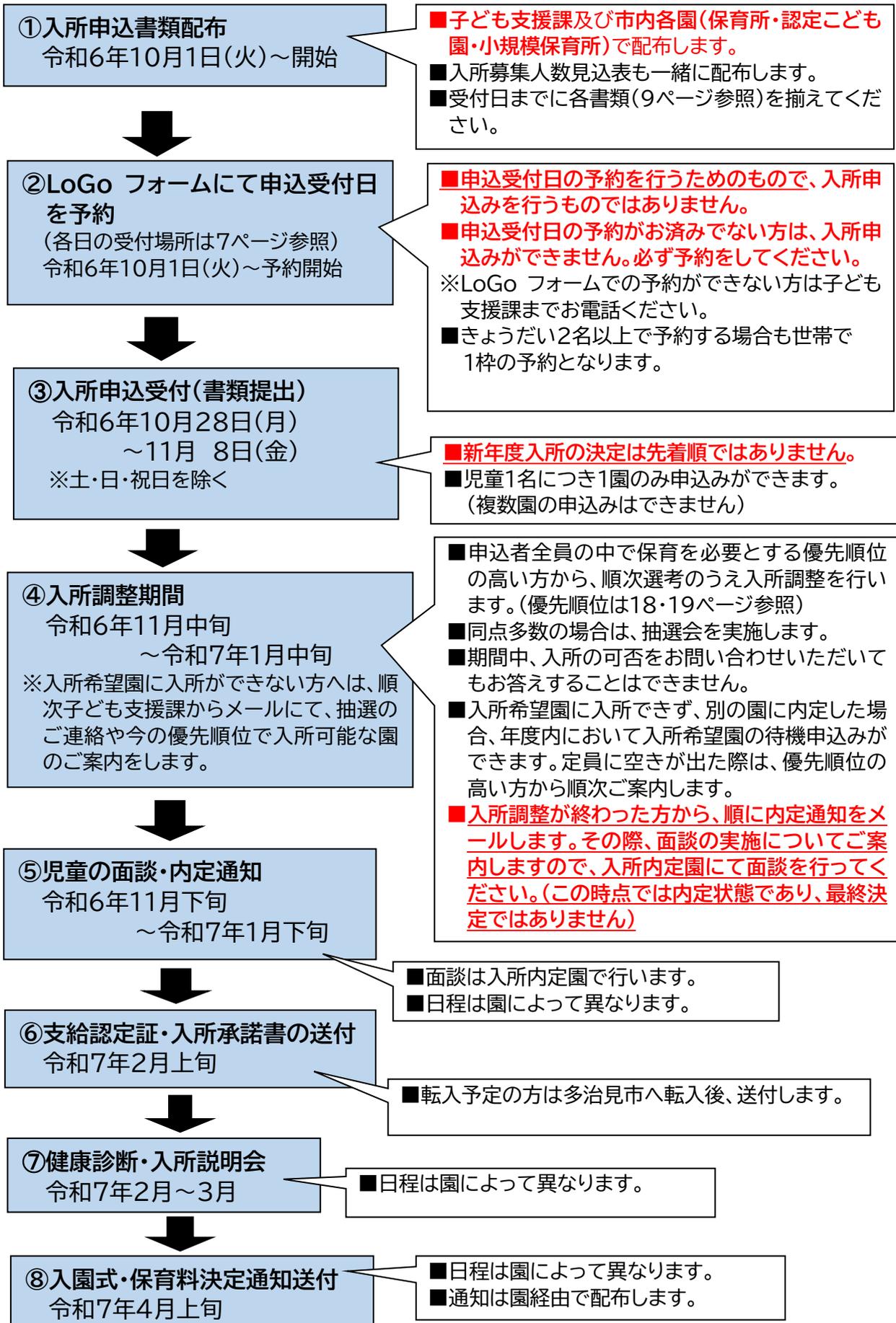
※詳しくは子ども支援課または園へご相談ください。(満1歳～)

7. 園の休み

- 日曜日、祝日、振替休日、年末・年始(12月29日～1月3日)
- その他市長が緊急に必要と認めた日
- 日曜日または祝日に行事を行った場合の翌日は、お子さんの健康面から、可能であればご家庭での保育をお願いします。

8. 入所申込手続きについて

(1) 令和7年4月1日入所(新年度入所)を希望する場合



重要:新年度申込の注意事項

- **新年度入所受付最終日(令和6年11月8日)を過ぎてから入所申込み(書類提出)をされた場合、期限内に申込みをされた方の入所調整後、定員に空きがある園のみ入所可能**となります。
- 申込時点で多治見市に住民登録が無い方でも、入所日までに必ず転入の手続きを行っていただくことを前提に申込みができます。
- 入所申込み後、入所要件に当てはまらなくなった等、都合により**入所を辞退される場合は、入所調整に影響しますので、速やかに子ども支援課までご連絡ください。**
 ※「保育所入所申込み取下届出書」の提出が必要です。

(2) 新年度入所申込受付日程について

- **受付日の前日までに LoGo フォームにて受付日時の予約をお願いします。**
- 受付日時の予約のない方は、原則入所申込みができません。
- 予約可能な枠数は1枠のみです(一度に複数枠の予約は不可)。
- きょうだい2人以上で予約をする場合も世帯で1枠の予約となります。
- 申込み時に児童の面談はありません。

【受付日時】

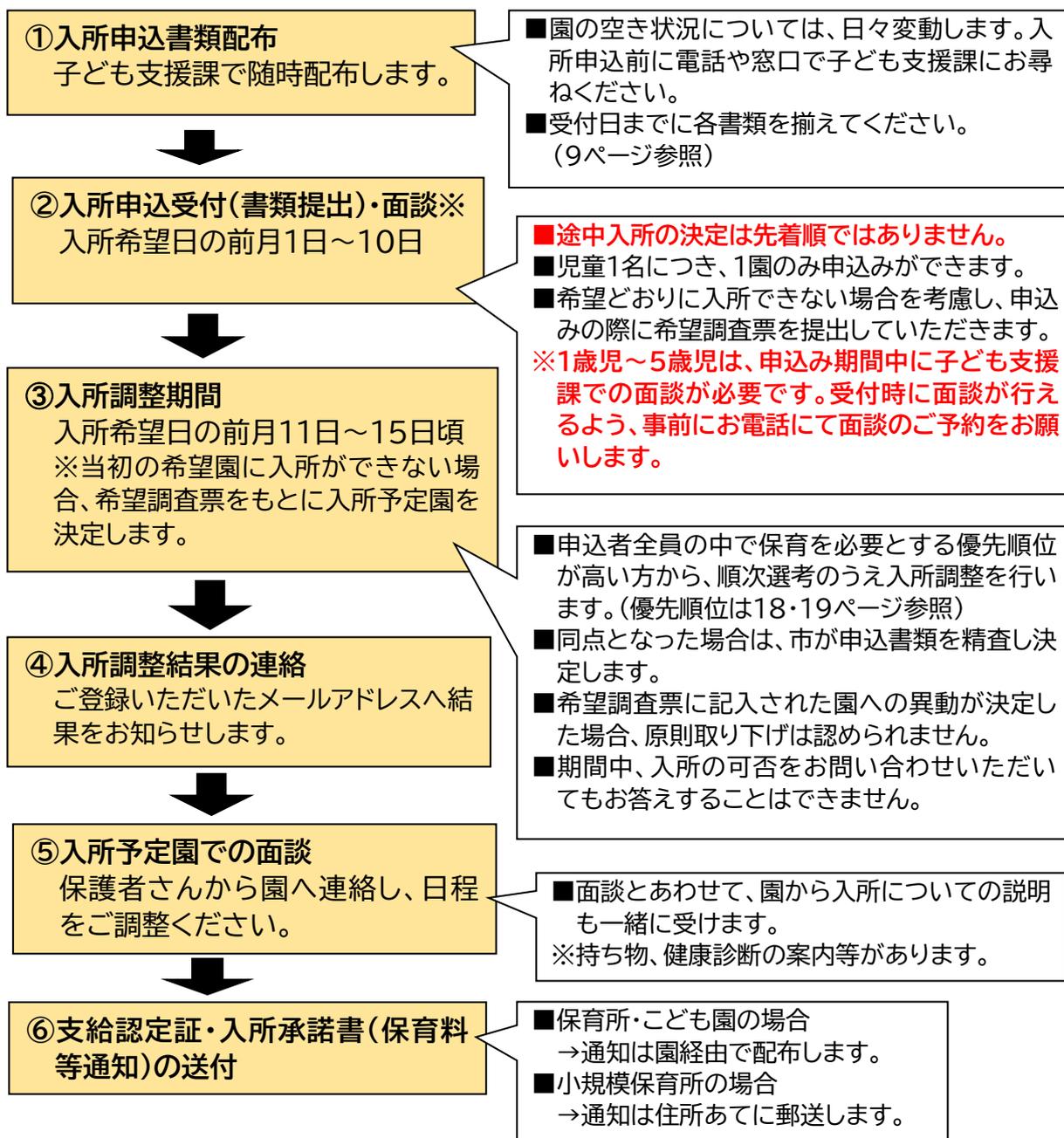
受付日	受付場所	受付会場	受付時間	
			午前の部	午後の部
10月28日(月)	多治見市役所 本庁舎	2階 中会議室	9時～12時	13時～17時
10月29日(火)	多治見市役所 本庁舎	2階 中会議室	9時～12時	13時～17時
10月30日(水)	多治見市役所 本庁舎	2階 中会議室	9時～12時	13時～16時
10月31日(木)	パロー文化 ホール	2階 練習室1	9時～12時	13時～16時
11月 1日(金)	多治見市役所 本庁舎	2階 中会議室	9時～12時	13時～17時
11月 5日(火)	多治見市役所 本庁舎	2階 中会議室	9時～12時	13時～17時
11月 6日(水)	多治見市役所 本庁舎	2階 中会議室	9時～12時	13時～16時
11月 7日(木)	パロー文化 ホール	1階 展示室 A	9時～12時	13時～16時
11月 8日(金)	多治見市役所 本庁舎	2階 中会議室	9時～12時	13時～16時

※予約後、都合が悪くなった場合は、必ず子ども支援課(8:30～17:15、土・日・祝日を除く)に電話をしてください。

【新年度入所申込手続き時の注意事項】

きょうだいが保育所等に在園している場合	保育を必要とする証明書類を、新入所申込時に提出 してください。
育児休業中の入所について	保護者が育児休業中の場合、入所はできません。入所後、4月末日までに育児休業から復帰していただく必要があります。
育児復帰予定だが定員に空きがなく、入所ができない旨の証明書類が必要な場合	令和7年3月3日～10日の間に子ども支援課の窓口へお越しください。書類の発行は11日以降となります。
提出された入所申込み書類の取り扱い	公立・私立ともに、園にも情報提供させていただきます。ご了承ください。

(3)年度途中の入所を希望する場合



【年度途中入所の注意事項】

入所可能園について	入所申込日時点で定員に空きがある園のみ入所可となります。
支給認定証および入所承諾書の発行	入所日前後にお渡しします。
令和6年度の途中入所において、11月2日以降に入所し、令和7年度も引き続き入所を希望する場合	引き続き同じ園に入所できるとは限りません。別途、新年度入所手続きが必要です。(6ページ参照)
令和7年度の途中入所において、11月1日以前に入所した場合で引き続き令和8年度も入所を希望するとき	継続入所の手続きが可能です。
育児復帰予定だが定員に空きがなく、入所ができない旨の証明書類が必要な場合	入所希望日の前月の1日～10日の間に子ども支援課の窓口へお越しください。書類の発行は11日以降となります。
提出された入所申込み書類の取り扱い	公立・私立ともに、園にも情報提供させていただきます。ご了承ください。

(4)書類提出チェックリスト(必ず入所申込時にそろえて提出してください)

■1. 申請者の確認書類(すべての方)

	提示物	申請者の本人確認書類
1	<input type="checkbox"/> 1. 個人番号カード(マイナンバーカード)	
	<input type="checkbox"/> 2. 個人番号通知カード(記載事項に変更がないもの、または正しく変更手続きがとられているもの)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カードなど
	<input type="checkbox"/> 3. 住民票の写し(個人番号の記載されたもの)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カードなど

■2. 保育所等入所申込書・保育児童台帳に入所児童を扶養に入れている保護者ではない方が申込みに来られる場合

2	<input type="checkbox"/> 委任状	<input type="checkbox"/> 申請者の個人番号カード(コピー可) <input type="checkbox"/> 個人通知番号カード(コピー可)
---	------------------------------	---

■3. 入所申込書類(すべての方)

	書類	備考
3	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	◆児童1人につき1枚
4	<input type="checkbox"/> 保育所等入所申込書・保育児童台帳	◆児童1人につき1枚
5	<input type="checkbox"/> 乳幼児の状況	◆児童1人につき1枚(児童の面談で使用)
6	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 ※多治見市内に支店のある金融機関で下記のどちらかを提出 <input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行専用 口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行以外 口座振替依頼書	◆きょうだいで1枚 【3歳未満児(0~2歳児クラス)】 ※認定こども園および小規模保育事業所以外 【3歳以上児(3~5歳児クラス)】 ※公立保育園の延長保育利用者のみ
7	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	■就業・内職のため保育が必要な方 ◆きょうだいで1枚、父、母など、それぞれの書類が必要です。 ※内職は就労証明書のほかに、内職に従事していることを証明する書類を添付 <input type="checkbox"/> 賃金明細、作業指示書など
		■育児休業から復帰するため保育が必要な方 ◆きょうだいで1枚
		■自営業・自営業手伝いのため保育が必要な方 ◆きょうだいで1枚 (個人事業主又はその同居家族と一緒に自営業をしている場合) ※自営業であることがわかる書類を添付 店舗がある場合… <input type="checkbox"/> 開業届、登記事項証明書、営業許可証の写し 店舗がない場合… <input type="checkbox"/> 確定申告書の写し、事業名称・所在地・事業内容がわかるパンフレットやホームページ等
	<input type="checkbox"/> 入所理由申立書(求職中用) <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	■求職活動のため保育が必要な方 ◆きょうだいで1枚 ※入所後、1か月以内に就労できない場合は退園となります。 <input type="checkbox"/> ハローワークの受付票のコピーを貼付
	<input type="checkbox"/> 入所理由申立書(非就労者用) <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	■出産・障がい・病気・看護(同居の親族等)・就学のため保育が必要な方 ◆きょうだいで1枚 <input type="checkbox"/> 母子手帳のコピー <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 在学証明書・時間割などを貼付

■4. 入所調整や保育料等に影響します(該当する方のみ)

	書類	状況
8	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする証明書類(祖父母等)	令和7年4月1日現在で同住所に65歳未満の祖父母等がいる場合
9	<input type="checkbox"/> 保育士証または幼稚園教諭免許状などの写し	保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就業または就業予定の場合
10	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書又は遺族年金証書写し <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書又は障害基礎年金証書等の写し	保護者・申請児童・同居している方で左記の書類のいずれかをお持ちの場合
11	<input type="checkbox"/> 利用者負担額別居監護申立書および戸籍全部事項証明書など別居の親族を監護し生計を一にしていることが証明できる書類	別居の第1子がいる場合(3歳未満児の入所希望児童)(13ページ下段参照)

※令和6年1月1日・令和7年1月1日に多治見市に住民登録がない方は、マイナンバーによる情報連携の運用により市民税額を確認します。必ず転入した方全員のカードの提示が必要になります。
申告の状況によっては、課税証明書等を求める場合がありますのでご了承ください。

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 【 記入例 】

表面・裏面 別途あり

多治見市歳入金口座振替依頼書兼変更届出書【 記入例 】

ゆうちょ銀行専用・ゆうちょ銀行以外 別途あり

9. 保育所保育料について

【参考】令和6年度利用者負担金(月額)

階層区分		利用者負担月額(円)							
		保育短時間				保育標準時間			
		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス	
定義	階層	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯	2	0	1,200	0	600	0	500	0	300
市民税課税世帯 (所得割非課税)	3	6,600	3,200	0	1,500	9,000	800	0	400
所得割課税 48,600円未満	4	16,100	4,700	0	2,400	19,500	1,300	0	500
所得割課税 57,700円未満	5A	22,900	4,700	0	2,400	26,000	1,600	0	800
所得割課税 77,101円未満	5B								
所得割課税 97,000円未満	5C								
所得割課税 133,000円未満	6	38,700	4,700	0	2,400	43,400	1,900	0	900
所得割課税 169,000円未満	7	40,000	5,000	0	2,600	44,000	2,200	0	1,000
所得割課税 301,000円未満	8	53,100	5,700	0	2,800	57,200	2,500	0	1,100
所得割課税 397,000円未満	9	54,300	6,200	0	3,100	58,400	2,800	0	1,200
所得割課税 397,000円以上	10	55,000	6,700	0	3,300	59,600	3,100	0	1,300

◎3～5歳児クラスの児童と0～2歳児クラスの第2子以降の児童の保育料は無料です(延長保育料には適用しません)。

※1 階層2については、入所している第1子の保育料も無料となります(延長保育料には適用しません)。

以下の場合、副食費が免除になります。

◎同一世帯から2人以上の児童が保育所等(幼稚園を含む)に入所している場合で、3人目が3歳以上児クラスの場合

◎階層1～5Aと認定された場合

◎階層5B～5Cと認定され、18歳未満(18歳になって最初に迎える3月31日まで)の兄弟がいて、入所している児童が3歳以上児クラスで第3子以降の場合

◎ 児童の属する世帯が階層2～階層5Bと認定された世帯であっても、母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯に該当する場合は、上表の規定にかかわらず、当該階層の保育料は次のとおりとします(延長保育料には適用しません)。あわせて、3歳以上児クラスの場合は副食費が免除されます。

階層区分		利用者負担月額(円)							
		保育短時間				保育標準時間			
		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス	
定義	階層	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長
市民税非課税世帯	2	0	1,200	0	600	0	500	0	300
市民税課税世帯 (所得割非課税)	3	2,800	3,200	0	1,500	4,000	800	0	400
所得割課税 48,600円未満	4	6,600	3,200	0	1,500	9,000	800	0	400
所得割課税 57,700円未満	5A								
所得割課税 77,101円未満	5B								

～第2子以降の保育料の無償化について～

令和元年10月からの国の無償化に伴い、市民税非課税世帯及び3歳以上児クラスのすべての子どもの保育料が無料となりました。

さらに、市独自の子育て支援策として、令和7年4月から、保護者の所得やきょうだいの年齢に関係なく、世帯の第2子以降の保育料を無償化します。なお、第1子については、これまでどおり全額負担となります。手続きは特に必要ありませんが、第2子をカウントするためには、きょうだいが同一生計であることが条件です。別居のきょうだいがいる場合は、「利用者負担額別居監護申立書」のご提出、「戸籍全部事項証明書」など同一生計であることが証明できる書類のご提出をお願いします。

※ただし、延長保育料、保護者会費、教材費等は、保育料の無償化に含まれません。

(1) 保育料の決定について

① 保育料の階層決定について	保育料は、父母の市民税額に基づき決定します。 住宅借入金特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除等の適用はありません。 ※令和6年度市民税額に限り、定額減税額を控除します。
② 父母が非課税の場合	入所児童と同一世帯に属する扶養義務者(祖父母等)の市民税額に基づき階層を決定します。
③ 保育料に変更が生じるとき	税額の変更が確定した月の翌月から適用となります。
④ 欠席がある場合の保育料	月額で決定しているため、都合により欠席されてもその月の全額を納めていただきます。
⑤ 入所児童の保育料決定通知	入所後に園を通じてお渡しします。
⑥ 市民税が未申告の場合	市民税が未申告の場合、利用者負担額は最高階層(10階層)となる場合があります。 収入がない方も、必ず市民税の申告を行ってください。 申告は毎年行う必要があります。

(2) 保育料の算定方法 ※保育料は、毎年9月に切り替わります。

- 4月～8月分までの保育料は、令和6年度市民税額で決定します。
- 9月～3月分までの保育料は、令和7年度市民税額で決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度市民税額で決定 (令和5年1月1日～12月31日の収入)					令和7年度市民税額で決定 (令和6年1月1日～12月31日の収入)						

(3) 保育料の支払方法

保育所種別	支払方法	支払期日
保育所	口座振替 ※1	毎月月末(再引落は翌月 14 日頃) ※2
認定こども園・小規模保育事業所	各園にお問い合わせください	

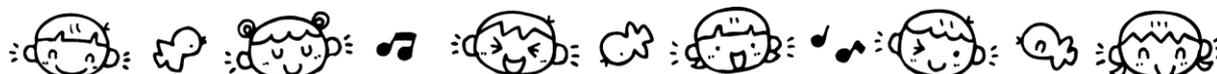
※1 必ず引落のできる口座を登録してください。

※2 月末が、土・日曜または祝日等にあたる場合は、翌営業日となります。
12月分の引落日は、12月25日となります。

(4) 督促状の発行について

再引落でも保育料が納入されなかった場合	納期限の20日後までに督促状を発行します
督促状発送後10日を経過して納付のない場合	法令に従い財産の差し押さえ等の滞納処分を実施します

保育料の確実な納付をお願いします。



**10. 下記に該当する場合は必ず必要書類を提出ください
(まずは 子ども支援課 または 園長に連絡をお願いします)**

変更内容	必要書類等
①住所が変わったとき	市外へ転出の場合は、多治見市内の保育園で保育を受けることができなくなります。市内で変更がある場合もご連絡ください。
②氏名が変わったとき	直ちにご連絡ください。
③同居の家族の世帯員に異動(増減)があったとき(出産を含む)	保育料の階層が変わる場合があります。 (申し出の翌月から変更)
④保護者(父・母など)が保育できない状況が変わったとき	<p>■勤務先が変わったとき ・転職後の「就労証明書」の提出が必要です。</p>
	<p>■退職したとき 家庭内保育が可能のため「退園届」の提出が必要です。求職中などの事情または、私的契約で入所を希望される場合はご相談ください。</p>
	<p>■長期の休暇(病気等)を取得するとき 保育が出来ないことがわかる「医師の診断書」等の提出が必要です。</p>
	<p>■妊娠が分かったとき(産前産後休暇を取得するとき) 母子手帳の出産予定日または出生証明ページの写しの提出が必要です。(出産理由で入所できる期間は、出産予定日の前2か月～出産後3か月)</p>
	<p>■児童の在園中に育児休業を取得するとき 保護者による家庭内保育が可能のため「退園届」の提出が必要です。ただし3歳以上児の場合、継続入所を認める場合もあります。(私的契約で入所を希望される場合は、お問い合わせください。なお、3歳未満児は定員に空きがないため受入れができません。)</p>
	<p>→3歳以上児(3～5歳児)の場合 園が受入可能と認め、育児休業取得者が雇用保険(公務員は共済組合)加入者で、育児休業給付の受給資格があり、職場復帰が決定している場合、特例として継続入所を認めます。 ※育児休業中は保育短時間の認定となり、事業所が証明する「就労証明書」の提出が必要です。 ※子ども支援課への書類の提出がない方の継続入所はできません。</p>
	<p>→3歳未満児(0～2歳児)の場合 産後3か月までの入所が可能ですが、その後は退園となります。「退園届」を提出してください。</p>
<p>■その他 1か月に1回以上の登園が確認できない場合、退園となります。(保育の必要性なしと判断) 「退園届」を提出してください。</p>	
⑤退園するとき	退園予定日の1か月前までに、「退園届」を園に提出してください。
⑥支給認定区分を変更するとき	前月の25日までに「支給認定変更申請書」を提出してください。 (月途中での変更はできません)

<p>⑦延長保育を申込み (又は解除)するとき</p>	<p>前月の25日までに、延長保育開始時は「延長保育申込書」、延長保育中止時は「延長保育中止届」を提出してください。(公立園のみ) 私立園は各園にご確認ください。 ※延長保育の定員が超過した場合、年度途中の利用開始は受入れ不可能な場合があります。 ※保護者が出産のため産前産後に保育を希望する場合は、延長保育中止の手続きをしていただきます。産後、送迎時間についてお困りの時はご相談ください。</p>
<p>⑧市民税額が年度の途中で変更になった場合 (税申告の修正等)</p>	<p>保育料が変更になる場合がありますので、速やかに子ども支援課へ申し出てください。 保育料は税額の変更が確定した月の翌月から変更します。 (遡及は行いません) ※保育料の有無に関係なく、申し出をお願いします。</p>

11. よくある質問

<p>Q1.</p>	<p>育児復帰を予定していましたが、定員に空きがなく入所できません。そのため育休延長を考えていますが、入所できない旨の証明はもらえますか？</p>
<p>A1.</p>	<p>入所希望日の前月(新年度入所においては3月)の1日～10日の間に手続きが可能です。子ども支援課の窓口へお越しください。発行は11日以降になります。 なお、令和7年4月からの雇用保険の「育児休業給付の受給期間延長手続きの厳格化」により、育休延長の可否はハローワークが判断します。子ども支援課にお尋ねになられてもお答えできません。</p>

<p>Q2.</p>	<p>「保育できない証明書類」は誰のものを提出したらよいですか？</p>
<p>A2.</p>	<p>児童の父母の書類が必要です。また、同居している65歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母の書類も提出されると入所選考時に考慮されます。</p>

<p>Q3.</p>	<p>新年度の入所申込みは複数の園に申込みできますか？</p>
<p>A3.</p>	<p>1園のみ、お申込みいただけます。希望する園に入所できない場合は、その時点で入所可能な園をご案内します。</p>

<p>Q4.</p>	<p>標準時間に認定されるためには、父母ともに1か月120時間以上就労する必要がありますか？</p>
<p>A4.</p>	<p>父母ともに1か月120時間以上就労していないと標準時間認定はできません。</p>

Q5.	1か月120時間未満の就労ですが、短時間の保育時間では送迎が間に合いません。その場合は標準時間に認定してもらえますか？
A5.	認定は短時間になりますので、延長保育を利用させていただきます。

Q6.	就業時間が長くなり保育時間の区分を短時間から標準時間に変更したいのですが、いつから変更できますか？
A6.	変更申請をした翌月から変更になります。月の途中からの変更はできないため、その月は必要であれば延長保育を利用いただくことになります。

Q7.	祖父母と同居していますが、祖父母の市民税の額も保育料に関係しますか？
A7.	父母に市民税が課税されている場合は関係しません。父母の市民税が非課税の場合は、祖父母等の中で一番税額が高い方を基準に、保育料を決定します。

Q8.	上の子と下の子(3歳未満児)が別の園に在園している場合でも下の子の保育料は無料になりますか？
A8.	令和7年4月からの第2子以降の保育料の無償化により、下の子の保育料は無料になります。上の子の年齢要件はありませんが、同一生計であることが条件です。

Q9.	在園中に保護者が産休及び育児休業に入った場合、保育所は退園になりますか？
A9.	3歳未満児 →産前2か月～産後3か月は出産の理由で入所できます。その後は退園となります。
	3歳以上児(年少以上) →産前2か月～産後3か月は出産の理由で入所できます。その後は、職場復帰することが決まっている場合のみ継続入所できます。(就労証明書の提出が必要です)

Q10.	入所している園から別の園に転園を希望しますが可能ですか？
A10.	可能です。新年度から転園を希望する場合は、在園している園に転園を希望していることを申し出た上で、新年度入所手続きをしてください。 転園の申込みと継続入所の申込みは同時にできません。転園を希望していることを申し出た時点で、在園している園の新年度の籍は無くなります(確保されません)ので、新年度希望する園に転園できなかった場合でも、在園している園に戻れない可能性があることをご承知おきください。

12.【参考】多治見市保育の実施の基準を定める要綱（案）※

（趣旨）

第1条 この要綱は、多治見市保育の実施に関する事務取扱細則（昭和62年規則第18号）第6条の規定に基づき、保育の実施の基準を定めるものとする。

（保育の実施の優先順位）

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項に規定する認定を受けた小学校就学前子ども（同法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもを除く。以下「対象児童」という。）の保育については、次の各号に掲げる点数を合算し、当該合算した点数が高い対象児童を優先して、実施するものとする。

- （1）別表第1に掲げる状況の区分のいずれかに応じ、当該区分に定める点数。ただし、複数の区分に該当する場合は、該当する区分のうち最も高い点数の区分にのみ該当するものとする。
- （2）別表第2に掲げる状況の区分に応じ、当該区分に定める点数を合算した点数

2 前項の規定にかかわらず、対象児童の虐待、対象児童の保護者に対する配偶者からの暴力その他特別の事情がある場合は、当該対象児童の保育を優先して実施するものとする。

別表第1（第2条関係）

保護者又は家庭の状況			点数	
居宅外労働	事業所に雇用されている者	勤務時間が月150時間以上	10	
		勤務時間が月120時間以上	8	
		勤務時間が月90時間以上	7	
		勤務時間が月60時間以上	6	
	自営	本人が主たる従事者である者	9	
		主たる従事者である家族に協力して従事している者	7	
	就労先は確定していないが求職中の者	ひとり親家庭又は両親のいない家庭	6	
その他		4		
居宅内労働	自営	本人が主たる従事者である者	9	
		主たる従事者である家族に協力して従事している者	6	
	内職	従事時間が月120時間以上	6	
		従事時間が月60時間以上	5	
妊娠・出産	産前2か月以内から産後3か月以内まで		10	
疾病	入院		概ね3か月以上の入院	10
	居宅療養	常時臥床	医師が長期加療を要すると診断した者	10
		精神性疾患	医師が長期加療を要すると診断した者	8
		一般療養	比較的軽症であるが定期的に通院を要する者	6
障害等	身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A1若しくはA2又は精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する者		10	
	身体障害者手帳3級、療育手帳B1又は精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかを所持する者		7	
	身体障害者手帳4級、療育手帳B2又は精神障害者保健福祉手帳3級のいずれかを所持する者		5	

同居の親族等の介護等	心身障害者の介護等	心身障害者の介護、通院、通園、通学等に当たっている者	9
	心身障害者以外の者の居宅内介護等	同居の家族の居宅内看護に長期に当たっている者	6
災害	家屋のり災	火災、風水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合	10
その他	保護者が学生、就労のための専門学生等の場合	ひとり親家庭又は両親のいない家庭	7
		その他	5

備考

- 1 1歳児から5歳児において、定員の最終枠に、同点者が複数ある場合は、当該保育所等(法第7条第4項に規定する保育所及び認定こども園並びに同条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。)が所在する小学校区(以下「同一の小学校区」という。)に在住する児童を優先する。この場合において、滝呂小学校区、根本小学校区及び脇之島小学校区に在住する児童が、最寄りの保育所に入所を希望する場合は、同一小学校区に在住する児童とみなす。
- 2 同居とは、同一の住宅(同一の地番に所在する住宅(集合住宅を除く。))を含む。)に居住することその他生活の本拠を共にすることをいう。

別表第2(第2条関係)

保護者、家庭又は対象児童の状況		点数
ひとり親家庭又は両親のいない家庭		20
生活保護を受給している世帯		5
特別な事情により適当な交通手段がないため、最寄りの保育所等を希望する場合		5
同一の保育所等に在園中の兄弟姉妹(私的契約児を除く。)がいる場合		3
兄弟姉妹が同じ保育所等に同時に申し込む場合(多胎児を含む)		3
対象児童が次のいずれかに該当する場合 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する場合 (2) (1)と同様の状態である旨の医師の診断書等を提出した場合		3
保育所及び地域型保育事業を行う事業所を卒園した対象児童が、引き続き保育の実施を要する場合		3
育児休業取得後、復職する保護者がいる世帯		2
対象児童の保護者でなく、介護又は看護を必要としない65歳未満の祖父又は祖母が対象児童と同居しており、対象児童の保育を行うことができる場合		-3
1ヶ月の平均就労日数	20日以上	2
	15日以上20日未満	1
保育士証又は幼稚園教諭普通免許状を有し、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等において就労する場合		2

備考

- 1 私的契約児とは、多治見市保育所の設置及び管理に関する条例(昭和60年条例第1号)第7条に規定する私的契約児をいう。
- 2 同居とは、同一の住宅(同一の地番に所在する住宅(集合住宅を除く。))を含む。)に居住することその他生活の本拠を共にすることをいう。
- 3 特定教育・保育施設とは、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を、特定地域型保育事業とは、法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業を、特定子ども・子育て支援施設等とは、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。

※要綱の見直し中のため、内容は変更となる場合があります。